

平成29年度農山漁村振興交付金(都市農村共生・対流及び地域活性化対策)等の公募について(農泊推進対策を除く)

常日頃、農山漁村地域の活性化にご協力いただきありがとうございます。標記について、公募を開始(平成29年2月7日(火)～2月28日(火))したことに伴い、以下のとおり公募の概要をお知らせするので、関係団体にお知らせ願います。

なお、平成29年度農山漁村振興交付金(農泊推進対策)については、近々別途公募があることを申し添えます。

1. 公募対象事業の概要

(1) 地域資源活用対策

「都市農村共生・対流対策」は2年間、「地域活性化対策」は5年間。

事業実施主体となる団体の構成員に市町村を含むこと。また、次に掲げる

ア 農山漁村における農林水産物の販売・加工

イ 農山漁村への定住促進

ウ 農山漁村の地域提案型活動

の一つ以上を実施すること。なお、「地域活性化対策」に取り組む場合、初年度に「活動計画策定」に取り組むことが必須です。

(2) 人材活用対策

「地域資源活用対策」を実施する団体が、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組であり、事業開始期間から起算して3年以内に完了。

(3) 農福連携対策

1) 福祉農園等整備・支援事業

福祉農園等の開設・充実に必要となる施設等の新設又は補修・改修、専門家の指導による農産物の生産・加工技術、販売手法等の習得を支援。

2) 農福連携支援事業

農業経営体が労働力として障害者を受け入れるための施設整備又は障害者に対する農作業の指示・管理を行うサポーターの育成・派遣のほか、就農等を希望する障害者に対する研修を支援。

2. 農山漁村振興交付金(都市農村共生・対流及び地域活性化対策)提案書

(1) 「都市農村共生・対流対策」及び「地域活性化対策」(初年度に「活動計画策定」に取り組む場合)

(2) 福祉農園等整備・支援事業

(3) 農福連携支援事業

があり、取組内容に応じて提案書を選択して下さい。

3. 応募に当たっての留意事項

(1) 取組メニューの変更

従来取組メニューにあった、「子ども農山漁村交流」及び「農山漁村の「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム」は、地域資源を磨き上げ観光ビジネスに資する取組を実施する「農山漁村振興交付金（農泊推進対策）」へ移行されています。

(2) 農家住宅関連の取組

都市農村共生・対流対策の「農山漁村への定住促進」に「農家住宅関連の取組（農家住宅に係る構想策定等農山漁村に定住する契機となるための取組（ソフトのみ））が位置付けられています。農家住宅関連の取組を実施する場合は、提案書の9. 農家住宅関連の取組の有無に「○」を記載して下さい。なお、地域活性化対策を実施する場合は、農家住宅関連の取組を実施することはできません。

(3) 過年度実施主体の応募

都市農村共生・対流及び地域活性化対策に関して、「食と地域の交流対策交付金」及び「都市農村共生・対流総合対策交付金」の交付を受けた団体は、応募をすることができません。

また、農福連携対策に関して、「農」のある暮らしづくり交付金（「農」のある暮らしづくり整備対策）及び都市農業機能発揮対策事業（都市農業機能発揮整備事業）の交付を受けた団体は、福祉農園等整備事業に応募することはできません。

4. 公募説明会の開催

【盛岡会場】平成29年2月13日（月）13:30～15:30

岩手県盛岡市盛岡駅前北通1-10 橋市盛岡ビル 4階
東北農政局岩手支局会議室

【仙台会場】平成29年2月14日（火）13:30～15:30

宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
仙台合同庁舎B棟 2階 共用第1会議室

担当：東北農政局農村振興部農村計画課
齊藤、鈴屋
Tel. 022-263-1111 (4445、4125)

平成29年度 農山漁村振興交付金(都市農村共生・対流及び地域活性化対策)
及び都市農業機能発揮対策事業(都市農業共生推進地域支援事業)【農泊推進対策を除く】
公募説明会 出席者名簿

日時 平成29年2月14日(火)13:30~15:30

場所 仙台合同庁舎B棟 2階 共用第一会議室

| | 氏名 | 会社名 または 住所 | 電話番号 | e-mail |
|----|----|------------|------|--------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |